

単位等相談票（栄養教諭の免許状を取得する場合）

年 月 日記入

(注) できるだけ全ての項目に記入してください(□は該当するものに☑を付けてください。パソコンで入力する場合は、□にカーソルを合わせてクリックすると☑になります)。未記入の項目がある場合は、記載されている情報の範囲で回答します。なお、必要に応じてお電話で確認をさせていただく場合があります。

相談者氏名（ふりがな）						
相談者氏名（漢字）						
生年月日	□昭和	□平成	年	月	日	
昼間の連絡先（電話番号）						
住所	□神奈川県内 □神奈川県外					
現勤務先						
回答用の連絡先⇒①・②のいずれかを選択	<input type="checkbox"/> ①（電子メールアドレス） _____ <input type="checkbox"/> ②（郵送先） _____ ⇒ ②は返信用封筒が必要です。					
所有する教員免許状 (種類及び取得時期) ⇒所有免許状を全て正確に記入してください。	(例：中学校一種（保健体育）H10.3.31取得)					
栄養士免許の取得状況	□栄養士免許	⇒	□昭和	□平成	□令和	年 月 日 授与
	□管理栄養士免許	⇒	□昭和	□平成	□令和	年 月 日 授与
実務経験	(例1：横浜市立小学校・非常勤・H27～H30年度の4年)					
有効期間の満了の日 (修了確認期限)	令和	年	月	日		
最終学歴	□短期大学卒業	□大学卒業	□大学院修士課程修了			
	□その他（具体的に：_____)					
取得希望免許	栄養教諭	□専修	□一種	□二種		
取得方法	<input type="checkbox"/> ①基礎資格（短期大学士・学士・修士の学位等）と修得単位（教職の認定課程を有する大学等で修得）で栄養教諭（専修・一種・二種）を取得【別表第2の2】 <input type="checkbox"/> ②学校栄養職員等としての在職年数と修得単位で、栄養教諭（一種・二種）を取得（現職の学校栄養職員等に限る。）【附則第17項】 <input type="checkbox"/> ③所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得【別表第6の2】					
相談内容 (この欄は記入不要⇒)	不足単位数を確認したい（⇒備考）。 ⇒取得希望免許に関する修得済み単位数の「学力に関する証明書（コピー）（→次ページ参照）」の添付が必要です。					
その他、確認したい事項 (自由記入)						

【備考】教育委員会で回答できるのは、法律・規則上で定められている教育職員免許状取得に必要な科目と最低修得単位数です。法律・規則上の科目名と、大学で開講されている授業科目名は異なりますので、「大学でどの授業科目を履修したらよいか」など、具体的な授業科目の履修に関しては、大学で履修相談を受けてください。

(このページは提出不要です)

単位等相談票（栄養教諭の免許状を取得する場合）

2021年5月25日 記入

(注) できるだけ全ての項目に記入してください(□は該当するものに☑を付けてください。パソコンで入力する場合は、□にカーソルを合わせてクリックすると☑になります)。未記入の項目がある場合は、記載されている情報の範囲で回答します。なお、必要に応じてお電話で確認をさせていただく場合があります。

相談者氏名（ふりがな）	めんきょ はなこ	記入例
相談者氏名（漢字）	免許 花子	
生年月日	□昭和 □平成 4年 1月 1日	
昼間の連絡先（電話番号）	090-*****-****	
住所	□神奈川県内 □神奈川県外	
現勤務先	〇〇市立△△中学校	
回答用の連絡先⇒①・②のいずれかを選択	<input checked="" type="checkbox"/> ①(電子メールアドレス) hanako.menkyo@..... <input type="checkbox"/> ②(郵送先) ⇒ ②は返信用封筒が必要です。	免許状のコピー（裏面にも記載がある場合は表面と裏面のコピー）を添付
所有する教員免許状（種類及び取得時期） ⇒ 所有免許状を全て正確に記入してください。	(例：中学校一種（保健体育）H10.3.31取得 特別支援二種（知的・肢体）H15.12.10取得) 栄養教諭二種 H27.4.10 取得	
栄養士免許の取得状況	<input checked="" type="checkbox"/> 栄養士免許 ⇒ □昭和 □平成 □令和 27年3月31日授与 <input type="checkbox"/> 管理栄養士免許 ⇒ □昭和 □平成 □令和 年 月 日授与	
実務経験	(例1：横浜市立小学校・非常勤・H27～H30年度の4年) 横浜市立特別支援学校・正規・学校栄養職員・H30～現在の3年と1ヶ月	
有効期間の満了の日（修了確認期限）	令和8年3月31日	(例) 平成38年=令和8年になります (平成年 -30 =令和年)
最終学歴	<input type="checkbox"/> 短期大学卒業 <input checked="" type="checkbox"/> 大学卒業 <input type="checkbox"/> 入学者修業性修了 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：）	
取得希望免許	栄養教諭 <input type="checkbox"/> 専修 <input checked="" type="checkbox"/> 一種 <input type="checkbox"/> 二種	
取得方法	<input type="checkbox"/> ①基礎資格（短期大学士・学士・修士の学位等）と修得単位（教職の認定課程を有する大学等で修得）で栄養教諭（専修・一種・二種）を取得【別表第2の2】 <input type="checkbox"/> ②学校栄養職員等としての在職年数と修得単位で、栄養教諭（一種・二種）を取得（現職の学校栄養職員等に限る。）【附則第17項】 <input checked="" type="checkbox"/> ③所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得【別表第6の2】	
相談内容 (この欄は記入不要⇒)	不足単位数を確認したい（⇒備考）。 ⇒取得希望免許に関する修得済み単位数の「学力に関する証明書（コピー）（→次ページ参照）」の添付が必要です。	
その他、確認したいこと (自由記入)	取得希望免許に関する修得済み単位として、「栄養教諭（一種）」の学力に関する証明書（新法基準）を添付	

取得方法①の「学力に関する証明書」（教員免許状の取得に必要な基礎資格や修得単位等の証明書）について

- 基礎資格・単位（教職課程用）・規則第66条の6の単位を修得した大学、短期大学、大学院等（複数の大学等に渡る場合は、全ての大学等）で「学力に関する証明書」（「適用される教育職員免許状」の基準（新法・旧法・旧々法・旧々々法）で作成されたもの）の発行を受けてください。
 - 平成31年4月1日以降に大学等に入学した方（入学予定の方を含む。）は、新法の基準が適用されます。
 - 平成31年3月31日以前に大学等に入学し、在学関係が継続している間に基礎資格と単位修得を完了した場合は、旧法・旧々法・旧々々法のいずれかの基準が適用されます。
 - ⇒ 「教育職員免許法改正（平成31年4月1日）に伴う注意点について」
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/kaisei_notice.html で「適用される教育職員免許状」の基準を確認し、その基準（旧法・旧々法・旧々々法）により発行を受けてください。

取得方法②・③の「学力に関する証明書」は、新法の基準で発行を受けてください。